

学校給食費補助のお知らせ(第3子以降)

問 学校教育課 総務係(Tel.32-9101)

- 市では、子育て世代が抱えている経済的負担を軽減し、少子化対策・子育て支援および学校教育の推進を図ることを目的として、第3子以降の学校給食費の一部を補助します。
- 対象**
令和2年3月1日(資格判定日)において、次の全ての要件に該当する人
- ①小中学校などに在籍する第3子以降の児童生徒の保護者で、市内に住所を有し現に居住している人
 - ※【第3子とは】みやま市内に住所を有し、現に居住している同一の世帯において、20歳未満の兄弟姉妹のうち、年長者より3番目の者をいいます。
 - ②生活保護世帯、みやま市就学援助(準要保護・特別支援教育就学奨励費)およびその他の公的扶助の制度などにより、学校給食費相当額の補助または援助を受けていない人
 - ③学校給食費および市税を滞納していない人
- 交付額**
小学生 11月当たり2千円を上限
中学生 11月当たり2,450円を上限
- 申請方法**
①市内の小中学校に在籍する児童生徒の保護者は、各学校へ申請書を提出してください。
②市外の小中学校などに在籍する児童生徒の保護者は、学校教育課総務係へ申請書を提出してください。
※申請書の様式は、各小中学校または教育委員会にあります。みやま市ホームページからもダウンロードできます。
- 申請期限** 1月31日(金)
※令和2年4月下旬に、指定口座へ振り込みます。



一人ひとりの心からエコ未来に光さす



市民と共に取り組む

生ごみを活かす資源循環のまちづくり

「第7回グッドライフアワード」 環境大臣賞 優秀賞を受賞!!

「グッドライフアワード」とは、環境と社会にやさしい「エコでソーシャル」な取り組み(ボランティア活動、サービス・技術など)を全国から発掘して応援する環境省のプロジェクトです。

「第7回グッドライフアワード」には、243件の応募があり、環境大臣賞として最優秀賞1件、優秀賞3件、各部門賞6件が選出され、みやま市は、優秀賞を受賞。11月30日に東京で行われた授賞式で、松嶋市長が代表して表彰を受けました。



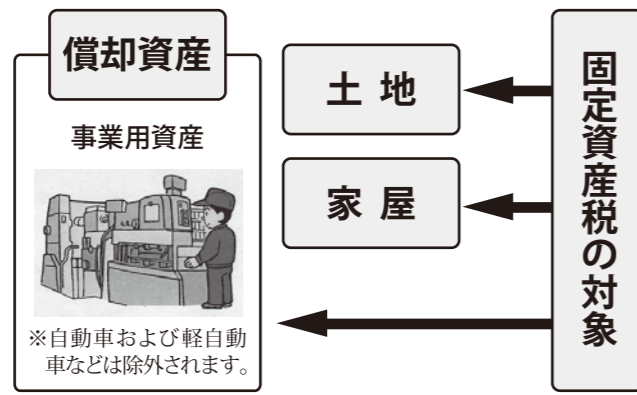
八木環境大臣政務官より表彰状を授与されました



償却資産(固定資産税)の申告をお願いします

問 税務課 資産税係(Tel.64-1536)

Q 償却資産の対象になるものは何ですか?
A 1月1日現在で、会社や個人が事業のために市内に所有している構築物、機械、器具、備品などの資産です。



申告は
令和2年1月31日(金)まで
償却資産は、土地や家屋以外の事業用資産のことで、固定資産税の課税対象となります。毎年、資産所有者からの申告に基づき課税されます。

■提出先
1月6日(月)～31日(金)
税務課 資産税係、各支所市民サービス係

Q 誰が申告するのですか?
A 償却資産を所有する全ての事業者(法人・個人)より申告していただきます。なお、本市では、償却資産所有の状況を把握するため、該当する資産が無い事業者(法人・個人)についても申告をお願いいたします。

Q 申告はどのようにすればよいですか?
A 償却資産申告書および種類別明細書に必要事項を記入し、押印のうえ税務課まで提出してください。なお、償却資産課税台帳に登録済の事業者には、毎年12月中旬に申告書を送付します。事業者の方で申告書が届かない場合は税務課までご連絡をお願いします。

※ 償却資産の所有者には、法令により申告する義務があります。未申告には過料が、虚偽申告には懲役または罰金が科せられることがあります。期限内に、適正な申告をお願いします。

受賞した取り組み「地域資源を活かした資源循環のまちづくり」を紹介します

「ルフラン」では、家庭・事業所の生ごみ、し尿、浄化槽汚泥をメタン発酵させ、液肥と電気を生み出します。
生み出された液肥「みのるん」は、優れた有機質の肥料として、水稻や麦などの栽培に利用します。液肥で育てた農作物は、食卓に並び、みやま市に資源循環の「環」ができます。



校舎跡地は、食品加工室やカフェ、シェアオフィスなどに改装しました。カフェでは日替りシェフが料理を提供しています。また、料理教室やジャズライブも開催され、市内外から多くの人が集まり、賑わいを見せています。

※ルフランカフェの情報は、インスタグラム、フェイスブックで発信しています。

